



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 9 6 号 令和 7 年 2 月 2 8 日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
9 5	労働組合法の規定による候補者の推薦を求める件	労働雇用政策課
9 6	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	サステナブル社会 推進課 脱炭素推進室
9 7	道路の区域を変更する件	高規格道路課
9 8	道路の供用を開始する件	同
9 9	同	同

徳島県告示第九十五号

徳島県労働委員会の第五十期の使用者委員及び労働者委員について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり候補者の推薦を求める。

令和七年二月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 推薦資格

1 使用者委員候補者を推薦する資格のあるものは、本県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

2 労働者委員候補者を推薦する資格のあるものは、本県の区域内のみに組織を有し、かつ、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

二 委員候補者の資格

法第十九条の十二第六項において準用する法第十九条の四第一項の規定による欠格者及び法令の規定により兼職に関する制限を受ける者でないこと。

三 推薦期間

令和七年二月二十八日（金曜日）から同年四月十一日（金曜日）まで

四 推薦手続

1 使用者団体

この推薦手続に参加する使用者団体は、推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (一) 定款又は会則
- (二) 事業計画
- (三) 役員名簿（役職名、氏名、所属事業所名及び生年月日を記載したもの）
- (四) 会員名簿
- (五) 労働組合に関する業務参考資料

2 労働組合

この推薦手続に参加する労働組合は、資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して徳島県労働委員会に提出し、三の推薦期間中に法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の証明を受け、その証明書を添えて推薦書を提出すること。

なお、資格審査申請書は、令和七年三月十四日（金曜日）までに、徳島県労働委員会に提出すること。

- (一) 組合規約
- (二) 労働協約（労働協約に付随する覚書等を含む。）
- (三) 組合役員名簿
- (四) 組合会計の決算書の写し
- (五) 職制及び非組合員の範囲一覧表
- (六) 組合組織一覧表

五 推薦の方法

この推薦手続により提出する書類は、徳島県生活環境部労働雇用政策課に提出すること。

徳島県告示第九十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年二月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 契約に係る物品等の名称及び数量

消防防災航空隊事務所・警察航空隊事務所ほか五施設で使用する再生可能エネルギー

電力（PPA方式）

調達期間における予定使用電力量の合計 一三、二五四、二〇〇キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課脱炭素推進室

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和七年一月三十一日

四 契約の相手方の氏名及び住所

N T Tアノードエナジー株式会社

東京都港区芝浦三丁目四番一号

五 契約金額

1 基本料金 設定しない。

2 太陽光発電電力使用単価（一キロワットアワー当たり）

（一） 徳島県消防防災航空隊事務所及び徳島県警察航空隊事務所 二十七円二十六銭

（二） 徳島県立文学書道館 二十一円四十三銭

（三） 徳島県立南部テクノスクール 二十七円二十六銭

（四） 徳島県立中央テクノスクール 二十七円二十六銭

（五） 徳島県立産業観光交流センター 二十二円九十銭

（六） 徳島県立農林水産総合技術支援センター畜産研究課（本館） 二十七円二十六銭

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

140		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
大 利 辻				同	三好市井川町遅谷四二一 九番四地先から 同 四二一 八番三地先まで	旧	四・七〇六・三	二六・八
	新			九・九〇一・〇				二六・八

徳島県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
四九二号	美馬市木屋平字三ツ木二 九二番一地先から 同 八七番一〇地先まで 二	一九七・〇	令和七年二月二十八日

徳島県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
140	大利辻	三好市井川町遅谷四二一九番四地先から 同 四二一八番三地先まで	二六・八	令和七年二月二十八日